

田布施町調査設計等業務委託最低制限価格実施要領

令和3年4月1日
田布施町訓令第13号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10(第167条の13の規定により準用する場合を含む。)及び田布施町財務規則(平成12年田布施町規則第20号)第99条(第109条の規定により準用する場合を含む。)の規定により、最低価格の入札者以外の者を落札者とする制度(以下「最低制限価格制度」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要領により最低制限価格制度の対象とする業務は、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の委託(以下「調査設計等業務委託」という。)であつて、一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)の設計金額が1,000万円以上のものとする。ただし、設計金額の全てを見積りにより算出したものは、対象外とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、この要領による最低制限価格制度の対象業務としないことができるものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、別表1業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表最低制限価格基準額の欄に定める額とする。ただし、その価格が別表2上限額の欄に定める額を超える場合は、当該上限額とし、同表下限額の欄に定める額に満たない場合は、当該下限額とする。

2 別表第1業務区分の欄に掲げる2以上の業務を併せて競争入札に付する場合の最低制限価格は、それぞれの最低制限価格を合算した額とする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札執行者は、最低制限価格が設定されていること、及び最低制限価格を下回る入札が行われた場合は当該入札をした者は落札者となれないことを、入札執行前に入札参加者へ周知しなければならない。

(落札者の決定)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、最低制限価格を下回る価格で入札した者は落札者とししないものとする。

(その他)

第6条 この要領において定めるもののほか、最低制限価格制度の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札の公告又は通知する入札執行分について適用する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に入札の公告又は通知する入札執行分について適用する。

別表1

業務区分	最低制限価格基準額
測量業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費の額 ・測量調査費の額 ・諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額（円未満切捨て） の合計額（10万円未満切上げ）
土木関係建設 コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て） ・一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額（円未満切捨て） の合計額（10万円未満切上げ）
地質調査業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費の額 ・間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て） ・解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額（円未満切捨て） ・諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額（円未満切捨て） の合計額（10万円未満切上げ）
建築関係建設 コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費の額 ・特別経費の額 ・技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額（円未満切捨て） ・諸経費の額に10分の6を乗じて得た額（円未満切捨て） の合計額（10万円未満切上げ）
補償関係コン サルタント業 務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て） ・一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額（円未満切捨て） の合計額（10万円未満切上げ）

別表 2

業務区分	上限額	下限額
測量業務	設計金額(税抜き)に10分の8を乗じて得た額(10万円未満切上げ)	設計金額(税抜き)に10分の6を乗じて得た額(10万円未満切上げ)
土木関係建設コンサルタント業務	設計金額(税抜き)に10分の8を乗じて得た額(10万円未満切上げ)	設計金額(税抜き)に10分の6を乗じて得た額(10万円未満切上げ)
地質調査業務	設計金額(税抜き)に10分の8.5を乗じて得た額(10万円未満切上げ)	設計金額(税抜き)に3分の2を乗じて得た額(10万円未満切上げ)
建築関係建設コンサルタント	設計金額(税抜き)に10分の8を乗じて得た額(10万円未満切上げ)	設計金額(税抜き)に10分の6を乗じて得た額(10万円未満切上げ)
補償関係コンサルタント業務	設計金額(税抜き)に10分の8を乗じて得た額(10万円未満切上げ)	設計金額(税抜き)に10分の6を乗じて得た額(10万円未満切上げ)